

平成22年11月9日

資 料

(環境関連税制[地方税])

平成22年度税制改正大綱（抄）

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

第4章 平成22年度税制改正

11. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(2) 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時までには、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則（抄）

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第四百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

（車体課税についての検討）

第四百四十九条 政府は、車体課税（自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。）について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

国・地方の自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の内訳

(単位：億円)

税 目	税 率	22年度		備 考	
			うち本則分相当		
国	揮発油税	(当分の間の税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	25,760	12,880	
	石油ガス税	(本則税率) 17.5円/kg	120	120	・地方への譲与後の額
	自動車重量税	<自家用乗用> (当分の間の税率) 5,000円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	4,470	2,744	・地方への譲与後の額
	石油石炭税	<原油、石油製品> (本則税率) 2,040円/kℓ <天然ガス、石油ガス等> (本則税率) 1,080円/t <石炭> (本則税率) 700円/t	4,800	4,800	
	航空機燃料税	(本則税率) 26,000円/kℓ	770	770	・地方への譲与後の額
	電源開発促進税	(本則税率) 375円/1,000kwh	3,300	3,300	
	計		39,220	24,614	
地方	地方揮発油譲与税	<地方揮発油税> (当分の間の税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	2,777	2,350	・地方揮発油税収の全額
	石油ガス譲与税	—	123	—	・石油ガス税収の2分の1
	自動車重量譲与税	—	3,090	—	・自動車重量税収の1,000分の407
	航空機燃料譲与税	—	143	—	・航空機燃料税収の13分の2
	自動車取得税	(当分の間の税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	2,286	1,557	
	軽油引取税	(当分の間の税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	8,432	3,940	
	自動車税	(例) 乗用車 (2,000ccクラス) (自家用) 39,500円	16,272	16,272	
	軽自動車税	(例) 軽乗用車 (自家用) 7,200円	1,792	1,792	
	計		34,915	25,911	
合 計		74,135	50,525		

(注)平成22年度予算・地方財政計画ベース。計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

地球温暖化対策に係る国と地方の基本的役割

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)で定められている国と地方公共団体の基本的役割は次のとおり。

「国」の基本的役割	「地方公共団体」の基本的役割
<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">＜地球温暖化対策の総合的推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 20px;">○ 我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的实施 ○ 国の各機関は、全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価、社会資本の整備等の措置の活用を含む多様な政策手段を動員して、対策を推進 	<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">＜地域の特性に応じた対策の実施＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-bottom: 20px;">○ 地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施 ○ 計画本文に掲げられている具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素型のまちづくり ・ 公共交通機関や自転車の利用促進 ・ バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入 ・ 地域住民に身近なごみ問題への取組 ・ 太陽光、風力等の利用の促進 ・ 都市における緑地の保全及び緑化の推進 ・ 廃棄物等の発生の抑制の促進 <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">等</p>

地球温暖化対策基本法案（抄）
（平成22年10月8日閣議決定・10月13日国会提出（第176回国会閣法第5号））

第一章 総則

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、地球温暖化対策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、地球温暖化対策の策定及び実施に当たり、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携協力するよう努めるとともに、その地方公共団体の区域において民間団体等が地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に資する物品及び役務の調達並びに温室効果ガスの排出の量の削減に配慮した契約の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

第四章 基本的施策

第一節 国の施策

（地方公共団体に対する財政措置等）

第三十条 国は、地方公共団体が地球温暖化対策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第三十四条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

地方公共団体の地球温暖化対策について

未定稿

○ 平成22年度における地方公共団体の地球温暖化対策に係る予算額

合計 **約1兆6,400億円**（都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円）

※ 京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定・閣議決定）においては、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。

地球温暖化対策	取 組 例	都道府県	市町村	計
		事業費	事業費	
CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> [エネルギー起源のCO₂関連] ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・太陽光発電設備の導入促進 [非エネルギー起源のCO₂関連] ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 [メタン、一酸化二窒素関連] ・焼却灰処理「エコセメント」化の推進（焼却灰の有効利用） ・下水汚泥処理施設、ごみ焼却処理施設の高度化 [代替フロン等関連] ・代替製品（ノンフロン製品）の調達 	約5,600億円	約5,800億円	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業 ・森林害虫病（松くい虫）の防除 	約3,400億円	約1,200億円	約4,700億円
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> [横断的施策] ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表 [その他の温暖化対策] ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定 	約200億円	約100億円	約300億円
合 計		約9,200億円	約7,200億円	約1兆6,400億円

※ 都道府県及び市町村の地球温暖化対策に係る平成22年度予算額を調査。端数処理の結果、内訳と合計が合致していない。調査に当たっては、京都議定書目標達成計画別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施しており、特定できないものは計上されていない場合もある。

国の地球温暖化対策について

平成22年1月29日
環境省報道発表
資料を基に作成

- 平成17年4月28日の京都議定書目標達成計画の閣議決定を受け、18年度予算より、「京都議定書目標達成計画関係予算」をとりまとめているもの。
- 関係府省全体の平成22年度の同計画関係予算額は、次のとおり。

4つの分類	22年度当初予算額
京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合 計	1兆1,284億円

(注) 予算項目の内数として、京都議定書目標達成計画関係予算に該当する額が特定できないものは計上されていない。

全国知事会
「平成23年度税制改正等に関する提案」(平成22年9月)(抄)

I 地域主権型の国づくりに不可欠な地方税財源の確保・充実

3 地方環境税の創設等による地方税財源の確保

地球温暖化防止に積極的に取り組む上で、CO₂の排出を抑制する税制の導入には合理性がある。地球温暖化対策のための税の導入にあたっては、地方団体も地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進において大きな役割を担っていることを踏まえ、地方の税財源を確保する仕組みが不可欠である。このため、①温暖化効果ガスの削減のインセンティブとするためには環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的であること、税源が大都市地域に偏在しない税となることなどから、環境への負荷が発生する消費段階において化石燃料に対して課税する新しい地方税「地方環境税(仮称)」を創設するとともに、②現行の石油石炭税の課税段階等において地球温暖化対策税を創設する場合には、その一定割合を地方税源化すべきである。

また、CO₂排出削減に資するため、現行の自動車重量税と自動車税を一本化し、「環境損傷負担金的性格」と「財産税的性格」を有する新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

全国市長会
「平成23年度都市税制改正に関する意見」(平成22年8月)(抄)

2 環境関連税制の導入及び自動車関係諸税の維持確保

環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

なお、自動車関係諸税の税率については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示さない限り現行水準は維持すること。

全国町村会
「平成23年度税制改正に関する意見」(平成22年10月)(抄)

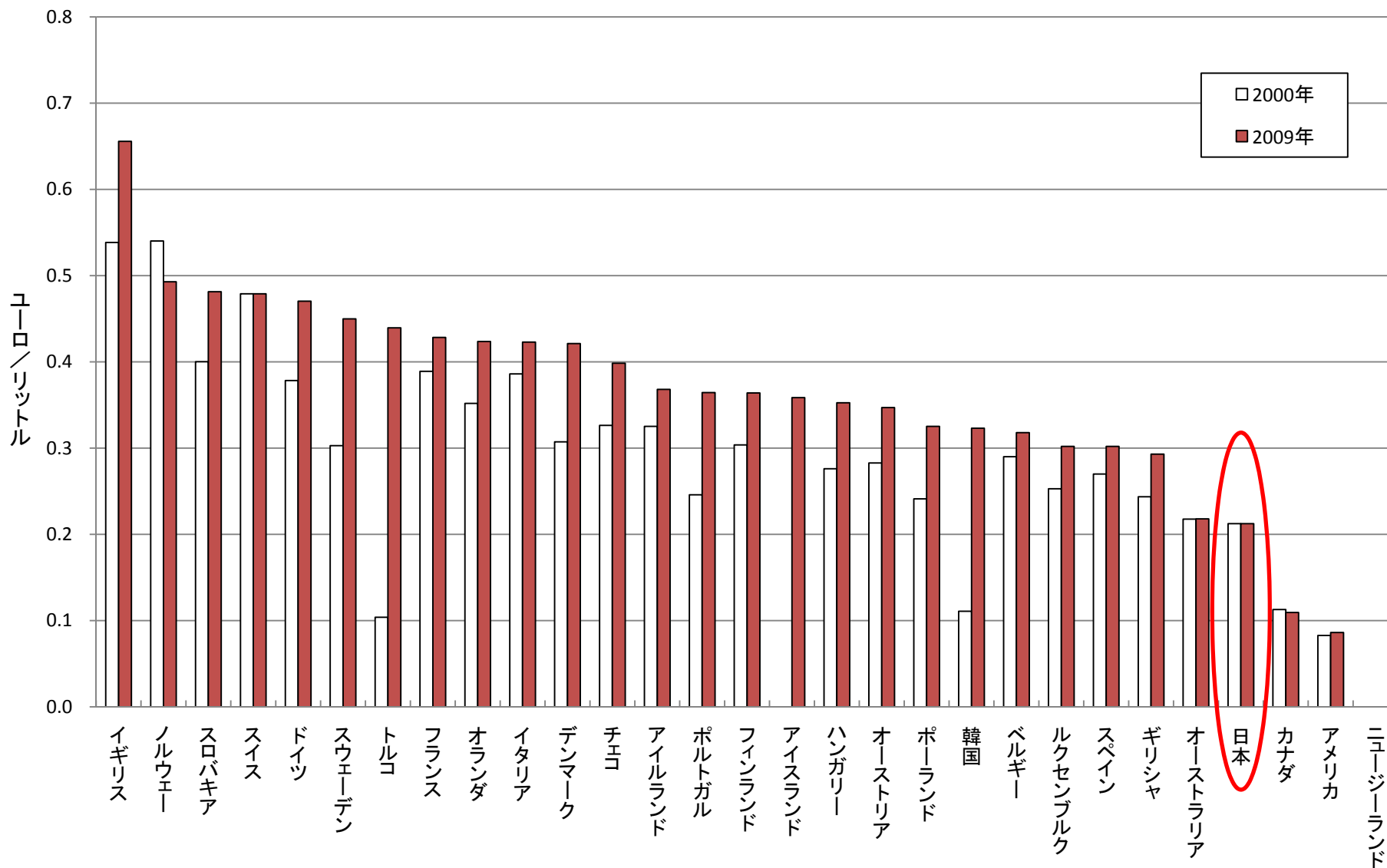
8. 地球温暖化対策税制の創設

「地球温暖化対策のための税」の検討にあたっては、町村の極めて厳しい財政状況や、二酸化炭素吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

- ア. 「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、現行の地方税財源の確保を前提とすること。
- イ. 石油石炭税の引き上げによる「地球温暖化対策のための税」の創設にあたっては、地方の果たす役割を重視するとともに、地域の実情に沿った多様な取り組みを推進するため、「地方環境税」等一定の地方税財源措置を創設すること。
- ウ. 「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、ガソリンへの上乗せ課税分も含め、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付けること。
- エ. 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。
- オ. 「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全等を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ配分すること。

参 考 资 料

OECD諸国の軽油課税の推移



(出典) OECD/European Environmental Agency - Database on instruments used for environmental policy and natural resource management

(注1) カナダ、アメリカについては、連邦税と州税を合算した税額

(注2) 為替レートについては、2008年の年平均レートで各国通貨をユーロに換算したもの（円については151.2円/ユーロ）

(注3) 各国とも、消費税、小売売上税、付加価値税は算入していない（日本については軽油引取税のみ）